

他自治体の子どもの権利関係の条例

川崎市子どもの権利に関する条例(2001年4月1日施行)

目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 人間としての大切な子どもの権利(第9条～第16条)

第3章 家庭, 育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障(第17条～第20条)

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障(第21条～第25条)

第3節 地域における子どもの権利の保障(第26条～第28条)

第4章 子どもの参加(第29条～第34条)

第5章 相談及び救済(第35条)

第6章 子どもの権利に関する行動計画(第36条・第37条)

第7章 子どもの権利の保障状況の検証(第38条～第40条)

第8章 雑則(第41条)

附則

前文

子どもは, それぞれが一人の人間である。子どもは, かけがえのない価値と尊厳を持っており, 個性や他の者との違いが認められ, 自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは, 権利の全面的な主体である。子どもは, 子どもの最善の利益の確保, 差別の禁止, 子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で, その権利を総合的に, かつ, 現実的に保障される。子どもにとって権利は, 人間としての尊厳をもって, 自分を自分として実現し, 自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは, その権利が保障される中で, 豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して, 子どもは, 権利の認識を深め, 権利を実現する力, 他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また, 自分の権利が尊重され, 保障されるためには, 同じように他の者の権利が尊重され, 保障されなければならない, それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは, 大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは, 現在の社会の一員として, また, 未来の社会の担い手として, 社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに, そこに参加する権利がある。そのためにも社会は, 子どもに開かれる。

子どもは, 同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め, 共生と平和を願い, 自然を守り, 都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は, 市に生活するすべての人々の共生を進め, その権利の保障につながる。私たちは, 子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ, それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは, こうした考えの下, 平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき, 子どもの権利の保障を進めることを宣言し, この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者

(2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設

(3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

(かわさき子どもの権利の日)

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援)

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1)命が守られ、尊重されること。
- (2)愛情と理解をもって育はぐくまれること。
- (3)あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4)あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5)健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6)平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1)個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2)自分の考えや信仰を持つこと。
- (3)秘密が侵されないこと。
- (4)自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5)子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6)安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り, 守られる権利)

第12条 子どもは, 自分を守り, 又は自分が守られることができる。そのためには, 主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1)あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2)自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3)状況に応じた適切な相談の機会が, 相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4)自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに, 自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し, その意見が尊重されること。
- (5)自分を回復するに当たり, その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

(自分を豊かにし, カづけられる権利)

第13条 子どもは, その育ちに応じて自分を豊かにし, カづけられることができる。そのためには, 主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1)遊ぶこと。
- (2)学ぶこと。
- (3)文化芸術活動に参加すること。
- (4)役立つ情報を得ること。
- (5)幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは, 自分に関することを自分で決めることができる。そのためには, 主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1)自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2)自分に関することを決めるときに, 適切な支援及び助言が受けられること。
- (3)自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは, 参加することができる。そのためには, 主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1)自分を表現すること。
- (2)自分の意見を表明し, その意見が尊重されること。
- (3)仲間をつくり, 仲間と集うこと。
- (4)参加に際し, 適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは, その置かれた状況に応じ, 子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには, 主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1)子ども又はその家族の国籍, 民族, 性別, 言語, 宗教, 出身, 財産, 障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2)前号の置かれている状況の違いが認められ, 尊重される中で共生できること。

(3)障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。

(4)国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。

(5)子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。)は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。

3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。

4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」という。)は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。

3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。

4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。

5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。

6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第3節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動

の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救

済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どものに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1)子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2)教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3)親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を

行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附則（平成13年6月29日条例第15号）

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行）

附則（平成14年3月28日条例第7号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成17年3月24日条例第7号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区子ども条例(2002年4月1日施行)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本となる政策(第9条—第14条)

第3章 子どもの人権擁護(第15条—第24条)

第4章 推進計画と評価(第25条・第26条)

第5章 推進体制など(第27条—第31条)

第6章 雑則(第32条)

附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

第1章 総則

(条例制定の理由)

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

(条例の目標)

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

(1)子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。

(2)子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜び

や育つ喜びを分かち合う。

(3)子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

(保護者の務め)

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切に
して、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

(学校の務め)

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体と
なって、活動をしていくよう努めなければなりません。

(区民の務め)

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつ
くっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

(事業者の務め)

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやす
い環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません。

(区の務め)

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協
力しながら行います。

第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で
良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必
要な支援に努めていきます。

2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努め
ていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地
域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1)子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2)子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3)子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4)子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5)子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容

を公表すること。

(6)子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。

(7)活動の報告をし、その内容を公表すること。

(8)子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など(以下「関係機関など」といいます。)と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。

3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども(次に定めるものとしします。)は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

(1)区内に住所を有する子ども

(2)区内にある事業所で働いている子ども

(3)区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども

(4)子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとしします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとしします。

3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのた

めの意見を述べることができます。

3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。

4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。

6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。

7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)

第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。

3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第4章 推進計画と評価

(推進計画)

第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。

2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。

2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が活かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

第5章 推進体制など

(推進体制)

第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。

(雇(やと)い主の協力)

第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。

2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。

(啓発)

第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(1999年3月23日施行)

目次

第1章 総則(第1条から第3条)

第2章 オンブズパーソンの設置等(第4条から第9条)

第3章 救済の申立て及び処理等(第10条から第18条)

第4章 補則(第19条から第22条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第2条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項(以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。)のうち、本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな(以下「本市内の子ども又はおとな」という。)から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第2章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

第5条 オンブズパーソンの定数は、3人以上5人以下とする。

2 オンブズパーソンのうち1人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。

3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。

4 オンブズパーソンの任期は、2年とする。

5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して6年を超えて再任されることはできない。

6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

第6条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

(1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。

(2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書であることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる。

(調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。

2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、第11条第1項の規定により調査を実施した子ども的人権案件について、これを第15条から第18条までの規定により処理したときは、その概要を申立人に通知しなければならない。

4 前3項に規定する通知は、申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第14条 オンブズパーソンは、子ども的人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、第11条第5項の規定により、子ども的人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

3 オンブズパーソンは、次条から第18条までの規定による子ども的人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、子ども的人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入書を提出することができる。

2 オンブズパーソンは、子ども的人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入書を提出することができる。

3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第16条 オンブズパーソンは、子ども的人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

2 オンブズパーソンは、子ども的人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第17条 オンブズパーソンは、第15条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第15条第1項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から40日以内に、同条第2項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を公表することができるものとする。

2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を公表することができるものとする。

3 オンブズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第4章 補則

(事務局等)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第21条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

西東京市子ども条例(2018年10月1日施行)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援(第5条—第7条)

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進(第8条—第14条)

第4章 子どもの相談・救済(第15条—第23条)

第5章 子ども施策の推進と検証(第24条—第26条)

第6章 雑則(第27条)

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていきます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていきます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまことにしていきます。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合っ意見を聴きます。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市(以下「市」といいます。)全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

(1) 子ども 市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。

(2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。

(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

(市等の役割)

第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。

2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。)に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとしします。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとしします。

4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとしします。

5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとしします。

(連携)

第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとしします。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとしします。

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

(保護者と家庭への支援)

第5条 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。

2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心

して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設とその職員への支援)

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。

2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。

(地域と市民への支援)

第7条 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。

2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。

3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めなければなりません。

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(虐待の防止)

第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。

2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。

3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利侵害への対応)

第9条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。

2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り組むものとします。

3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。

(子どもの貧困の防止)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。

(健康と環境)

第11条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。

2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。

(子どもの居場所)

第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの意見表明や参加)

第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることができるよう普及に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。

3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければなりません。

第4章 子どもの相談・救済

(子どもの権利擁護委員の設置)

第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

(定数と委嘱の基準)

第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。

2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第18条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。

(擁護委員の職務)

第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

(6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(要請や意見表明の尊重)

第20条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。

2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

(擁護委員の独立性の確保と活動への協力)

第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。

3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

(見守り等の支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

第5章 子ども施策の推進と検証

(推進計画)

第24条 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。

2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。

3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。

(推進体制)

第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。

2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。

3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとしします。

(検証)

第26条 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとしします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとしします。

2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとしします。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行します。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行します。

(準備行為)

2 市は、前項ただし書の規則で定める日前においても、擁護委員等の設置に係る事務に関し必要な準備行為を行うことができます。